

令和6年11月県議会定例会追加議案一覧

第11号 令和6年度香川県一般会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算	別表1のとおり			
○ 繰越明許費	別表2のとおり			
○ 債務負担行為	別表3のとおり			
○ 地方債の補正				
	既 定		補 正 後	補 正 額
限 度 額	38,572,000 千円	→	45,231,000 千円	6,659,000 千円

第12号 令和6年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算	別表1のとおり			
○ 企業債の補正				
	既 定		補 正 後	補 正 額
限 度 額	297,400 千円	→	323,100 千円	25,700 千円

第13号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

① 給料月額改定(令和6年4月から適用)

- ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。

② 期末・勤勉手当の改定(令和6年12月から適用)

- ・ 年間支給月数について、0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.60月(現行4.50月)とする。
- ・ 期末手当

【特定管理職員に係る期末手当】

区 分	6月	12月	計
現 行	102.5/100	102.5/100	205/100
令和6年度	102.5/100	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
令和7年度以降	<u>105/100</u>	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>

【上記以外の職員に係る期末手当】

区 分	6月	12月	計
現 行	122.5/100	122.5/100	245/100
令和6年度	122.5/100	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
令和7年度以降	<u>125/100</u>	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>

- ・ 勤勉手当

【特定管理職員に係る勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	122.5/100	122.5/100	245/100
令和6年度	122.5/100	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
令和7年度以降	<u>125/100</u>	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>

【上記以外の職員に係る勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	102.5/100	102.5/100	205/100
令和6年度	102.5/100	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
令和7年度以降	<u>105/100</u>	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>

※下線部が改定箇所

③ その他の改正

- ・ フレックスタイム制度を新設する。
- ・ 自宅等で一定期間以上継続して1箇月あたり10日を超えて勤務する職員に対して支給する在宅勤務等手当を新設する。
- ・ 小学校就学の始期から小学3年生までの子を養育するための子育て部分休暇を新設する。
- ・ 配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る支給月額を1人につき13,000円（現行10,000円）とする。

○ 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

第14号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

- ① 給料月額の変定 (令和6年4月から適用)
 - ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。
- ② 期末・勤勉手当の変定 (令和6年12月から適用)
 - ・ 年間支給月数について、0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.60月 (現行4.50月) とする。

【期末手当】

区分	6月	12月	計
現行	122.5/100	122.5/100	245/100
令和6年度	122.5/100	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
令和7年度以降	<u>125/100</u>	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>

【勤勉手当】

区分	6月	12月	計
現行	102.5/100	102.5/100	205/100
令和6年度	102.5/100	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
令和7年度以降	<u>105/100</u>	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>

※下線部が改定箇所

- ③ その他の改定
 - ・ フレックスタイム制度を新設する。
 - ・ 自宅等で一定期間以上継続して1箇月あたり10日を超えて勤務する職員に対して支給する在宅勤務等手当を新設する。
 - ・ 小学校就学の始期から小学3年生までの子を養育するための子育て部分休暇を新設する。
 - ・ 配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る支給月額を1人につき13,000円 (現行10,000円) とする。

- 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

第15号 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 知事部局等の職員との均衡を考慮して、扶養手当等について、所要の改定を行うもの。
 (主な改正内容)
 - ・ 自宅等で一定期間以上継続して1箇月あたり10日を超えて勤務する職員に対して支給する在宅勤務等手当を新設する。
 - ・ 配偶者の扶養手当を廃止する。

- 施行期日 令和7年4月1日

第16号 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

- 本年度の人事委員会勧告の趣旨に基づき一般職の職員の期末・勤勉手当の改定を行う状況等を踏まえ、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6月	12月	計
現 行	170/100	170/100	340/100
令和6年度	170/100	<u>175/100</u>	<u>345/100</u>
令和7年度以降	<u>172.5/100</u>	<u>172.5/100</u>	<u>345/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

第17号 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

- 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定等を踏まえ、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6月	12月	計
現 行	170/100	170/100	340/100
令和6年度	170/100	<u>175/100</u>	<u>345/100</u>
令和7年度以降	<u>172.5/100</u>	<u>172.5/100</u>	<u>345/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日